



日高中部衛生施設組合告示第 5 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和3年度及び令和4年度において、日高中部衛生施設組合が購入する物品の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、審査の申請等について、次のとおり定める。

令和2年10月13日

日高中部衛生施設組合長 大野 克 之



一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等

第1 物品の名称

- 1 名称 製鉄用コークス
- 2 性質等 組合が別に指定する

第2 資格

1 基本的な資格要件

競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 政令第167条の4（政令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。）に該当しないこと。
- (2) 法人税、消費税及び地方消費税、事業税及び市町村税を滞納していないこと。
- (3) 申請しようとする月の初日現在で、引き続きその事業を営んでいること。
- (4) 営業に関して許可、認可等が必要とされる場合において、これらを得ていること。
- (5) 競争入札参加者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、相手方に当該契約の解除を求め、相手方がこれに従わなかったとき。

(6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、組合長が特に必要と認める事項。

## 2 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、1の(3)に規定する資格要件のうち、営業年数に係る資格要件は適用しないものとする。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

## 3 資格の有効期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

## 4 資格審査の結果の通知等

(1) 資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者については、資格者名簿に登載するものとし、文書により通知するものとする。

(2) 資格審査の結果、入札に参加する資格を有しないと認められたものについては、当該資格審査の結果及び理由を示す文書により通知するものとする。

(3) 資格審査の結果について異議のある者は、当該資格審査の結果の通知を受けた日から30日以内に再申請をすることができます。

(4) 資格者名簿は、3に定める当該資格の有効期間、次の事項について、日高中部衛生施設組合事務局において公表するものとする。

(ア) 入札参加資格者の称号又は名称、所在地又は住所及び連絡先等

(イ) 登録業種

## 第3 資格の消滅

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

(1) 第2の1及び2に定める要件を欠くに至ったとき。

(2) 営業に関し、法令その他の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

#### 第4 資格審査の申請時期、方法等

##### 1 申請の時期

- (1) 令和2年10月15日(木)から令和2年10月29日(木)までとする(土曜日・日曜日及び祝祭日を除く)。
- (2) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合については、(1)によるほか、当該証明を受けたときとする。
- (3) 設立の際の構成員の過半数が競争入札参加資格を有する者である企業組合又は協業組合については、(1)によるほか、当該企業組合又は協業組合が設立されたときとする。
- (4) 特に組合長が必要と認めた者については、組合長の指定する日までとする。

##### 2 申請の方法

- (1) 構成町内に本店又は支店若しくは営業所等を有している場合は、1つの本店又は支店若しくは営業所等で申請すること。
- (2) 資格審査の申請は、申請書及び別紙に定める添付書類を提出すること。  
申請書類提出先 日高中部衛生施設組合事務局  
(新ひだか町役場保健福祉部生活環境課内)
- (3) 提出方法は持参、郵送又は宅配等とし、令和2年10月29日午後4時30分必着とします。(電子メール、ファックスでの受付は認めない)
- (4) 申請書等は、日高中部衛生施設組合事務局において無償配布します。
- (5) 登録通知用封筒を(長3封筒に送付先を記入のうえ、84円切手を貼り付けてください)添付して下さい。

##### 3 資格審査の再申請

- (1) 競争入札参加資格者は、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、その都度、資格審査の再申請を行わなければならない。
  - ア 競争入札参加資格者の営業が相続、合併又は譲渡により移転された場合。
  - イ 中小企業等協同組合(企業組合を除く。)である競争入札参加資格者がその構成員(競争入札参加資格者である組合員に限る。)を変更した場合。
  - ウ 企業組合又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更した場合。
- (2) (1)の再申請は、あらかじめ指定された申請書及び添付書類を提出する。  
申請書類提出先 日高中部衛生施設組合事務局(新ひだか町保健福祉部生活環境課内)
- (3) 提出方法は持参、郵送又は宅配等とする。  
(電子メール、ファックスでの提出は認めない)